

カードローン（事業者カードローン）

（平成 24 年 06 月 15 日現在適用中）

1. 商品名	・事業者カードローン
2. 販売対象	・個人事業主・法人の方 ・岐阜県信用保証協会の保証が受けられる方
3. 資金使途	・運転、設備資金
4. 利用限度額	・100～2,000 万円 ※審査の結果、ご希望限度額から減額させていただく場合があります。
5. 契約期間	・2 年
6. 担保・保証人	・不要（岐阜県信用保証協会が審査のうえ、保証）
7. 返済方法	・随時返済 店頭窓口にて入金できます。
8. 利息 (1)適用金利 (2)計算方法 (3)徴求方法	・当組合所定の利率 ・毎日の最終残高に対し、付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算します。 ・前月 27 日から当月 26 日までの利息を毎月 27 日に貸越元金に組み入れるものとします。
9. 損害遅延金	—
10. 利用カード 通 帳	・普通預金通帳を発行
11. 手数料・保証料	手数料 不要 保証料 一括返済（前取り）

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p><b>・苦情処理措置</b></p> <p>ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。</p> <p><b>【窓口：益田信用組合業務推進部】 0576-25-2009</b></p> <p>受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情等対応手続については、店頭に掲示しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス <a href="http://www.masushin.jp">http://www.masushin.jp</a></p> <p><b>・紛争解決措置</b></p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合業務推進部またはしんくみ相談所にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。</p> <p>① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。</p> <p>② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p><b>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</b></p> <p>受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>電話：03-3567-2456</p> <p>所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1</p>
--------------------------	---

13. その他参考となる事項	
----------------	--